

●平成16年5月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立しました。これにより、公布の日（平成16年5月28日）から5年以内に裁判員制度が施行されます。

●裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

●国民の皆さんが刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する信頼の向上につながることが期待されています。ちなみに、国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリアなどでは既に行われています。

## Q&A

**Q** 裁判員はどうやって選ばれるの？

**A** 20歳以上の国民の皆さんの中から、抽選で候補者を選びます。実際に裁判員になるのは、この候補者の中から、事件ごとに選任のための手続きにより選ばれた人たちです。

**Q** 裁判員は何をするの？

**A** 裁判官3人と裁判員6人が一組となり、法廷で検察官の主張や被告人・弁護人の主張、証拠の内容を見聞きした上で、被告人の処遇について議論して決めます。

**Q** 裁判員はどんな事件に参加するの？

**A** 殺人罪、強盗致死傷罪、放火罪などの重大事件です。

**Q** 裁判員に選任されるとどのくらいの期間、裁判所へ行かなければならないの？

**A** 多くの裁判は、数日間で終わります。裁判所としても充実した裁判を行い、国民の皆さんの負担を軽くするように努力していきます。

**Q** 法律に詳しくない人でも大丈夫なの？

**A** 裁判員の仕事をさせていただくのに必要な知識、例えば、裁判員

の権限や、刑事裁判の基本的なルール、法律の内容などについては、裁判官がていねいに分かりやすく説明しますので心配ありません。

**Q** 裁判員になることは辞退できないの？

**A** 広く国民の皆さんに参加していただく制度ですので、基本的には辞退できないことになっています。ただ、学生や70歳以上の方は辞退できますし、病気や介護などの事情で裁判所に来ることが難しいと認められた方も、辞退することができます。

**Q** 経済的な補償はしてもらえるの？

**A** 旅費や日当などが支給されます。なお、法律によって裁判員の職務を行うのに必要な時間は職場を離れることが認められています。また、雇用主は、裁判員の職務を行うために休暇をとったことなどを理由として、不利益な取扱いをしてはならないこととされています。

詳しくは裁判所ホームページ  
<http://www.courts.go.jp/>  
をご覧ください。